公

告

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

示

○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 告

○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出があった件

○一般競争入札を行う件 福島県収用委員会

○土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決 定した件

告 示

福島県告示第二百四十九号

なければならない区域を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、 特定有

令和元年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

田村郡三春町字天王前三番の一部で次の図に示す区域指定する区域

の種類 害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。) は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有 (平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則

- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 なし

及び福島県県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は、 省略し、 その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課

(水・大気環境課)

福島県告示第二百五十号

県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課 九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年 に備え置いて縦覧に供する。 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第八条第一

令和元年九月六日

福島県知事

内

堀

雅

雄

一番地ほか

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五三

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見なし。

意見書の提出なし

 \equiv

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百五十一号

町から相馬地方都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業について換地 処分をした旨届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、 新地

令和元年九月六日

福島県知事 内 堀 雅

(まちづくり推進 雄 課

福島県告示第二百五十二号

き駅並木通り地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所について、 があった。 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二十八条第一項の規定により、いわ 次のとおり届

令和元年九月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

いわき市平字田町六十三番地の住所 壁沢 達也

(まちづくり推進課

公告第96号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 トータルサーベイシステム 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和2年3月31日 (火)
 - (4) 納入場所 福島県立福島工業高等学校(福島県福島市森合字小松原1番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月2日 (水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格 の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年10月2日(水)午後5時まで必着とする。

郵 便 番 号 960-8670 福島 県 福島 市 杉 妻 町 2 番 16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において令和元年 9 月 6 日 (金) から同年 10月 2 日 (水) まで (土曜日、日曜日、同年 9 月 16日及び同月 23日を除く。) の午前 8 時 30分から午後 5 時まで

- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年9月18日(水)午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年9月18日(水)午後4時10分 福島県出納 局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年10月24日 (木)午前11時 福島県出納局 入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月23 日 (水)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Total Survey System 1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 24 October 2019
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 October 2019
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福

島県収用委員

会

令和元年九月六日 収用及び使用について令和元年八月二十九日次のとおり裁決手続の開始を決定した。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地福島県収用委員会告示第二号

会長 渡邊 高島県収用委員会

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、 地目、 地積等

四、〇一六 広大地につ 収用の部分	、〇一六 広大地につ	、 〇 六	四	林	林	山	甲四四		
二 四 元六、二四 収用の部分 二・三五 三・○九 二、五八六・二 一 一 1	八四 四 五 八 九 二		<u> </u>	山 林	林	<u>Щ</u>	— 四 甲 七 一 番 四	上 澳 町 郡 南 福 ノ 田 大 下 会 島 山 字 字 郷 津 県	ı
九六六 一〇、○○ 収用の部分 三・二五 一、四一七・ 二 一、四一七・ 二 六二四・六七	九六六	九六六	九	山 林	林	山	一 五 甲 九 二 番 二	上澳町郡南福 前田大下会島 平字字郷津県	
登記記録 実 測 積 (平方メートル)	実	記記録	登	現 況	録記	記登	地番	所 在	
地積(平方メートル) 収用又は使用しよ			地	目		地			

真

也

				1	T	I		I						
佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	髙橋	玉川	玉川	玉川	香山	阿部	[际	l l	土地		
豊八	和雄	文俊	安一	明	良男	郎	建	洋子	喜久雄	后 德	長 名	地所有者の氏名、	二 <u>几</u> 七	
○番地○番地「小子澳田字半道田一六六十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平四番地	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平五	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平五	番地の三 コーポ飯寺二〇一号福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西六〇七	番地一 番地一 工作 不知 医克里斯氏 医二甲二甲二甲二甲二甲甲二甲甲二甲甲二甲甲二甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三八	番地 福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三〇	神奈川県海老名市国分北二丁	番地三番地三番地三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	番地 番地 人名英格兰 医二十二氏 医二十二元 医二十二氏 医二十二元 医二十二二元 医二十二二二二二二二二二二	高島と写る(書) 住	名、住所及び持分 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
田字半道田一六	田字上家平四番:	田字下家平五九九	田字下家平五九八	号	田字中家平一二	田字中家平一三	田字中家平一三	目一一番三九号	田字中家平一四五		日 所 日 三 日 日 一 日 日	_	き実測せず 一〇六・五三 一〇六・五三 一〇六・五三	
六 三六分の一	地ニ六分の一	九三六分の一	一三六分の一	七三六分の一	九三六分の一	八三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	_		_		
71/2 1	1 4 17	オたり]				小 自	左秦	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	
(持分不明) 光又は星徳光	へのうら星悪いの法定相続	(コン 昆魚) ただし、 登記名義人	Î	和 一	喜 代 子	当 。	セ	退	大和	清松	正一	幹雄	鈴	
マンプ 者 用 十 (四 夫			STATE OF THE STATE	- 福島県南会聿郎下郷町大字輿田字下家平五○○ - 番地	福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平四九九番地	青 具有会聿邦下郡町大字奥 地	具有会聿都下郡町大字奥田字中家平二二具百会津郡下郡町大字奥田字中家平二二	届	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三五	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一四九	番地一福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一四四	地一 地一 地一	福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三一	
			= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	三六分の			三六分のクロー	三六分の	三六分の	三六分の一	三六分の	三六分の	三六分の	

福

三宮	渡部	渡部	渡部	渡部	渡 部	渡 部	星	星	星	星	星	星	
利 一	1	清一	幸一	善一	博夫	貞夫	秀幸	平	信男	宏	新一郎	文芳	(持分不明)
一二番地 福島県南会津郡下郷町大字大松川字大座惣乙九	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平二一五	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三七	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平七番地	地福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平七○番	地福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平六九番	地福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平六四番	アムール・三鷹二〇一 東京都三鷹市大沢三丁目二番一〇号 メゾン・	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平一三二	地福島県南会津郡下郷町大字中妻字下中平一七番	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字下家平六〇四	番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字中家平二一六	福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平五番地	
三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	三六分の一	

類

Б. 飯沼 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種 喜代子 番地福島県南会津郡下郷町大字澳田字上家平一二四 三六分の一

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。